志木市立秋ケ瀬スポーツセンター等再整備基本方針

1. 概要

- ・志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、老朽化が進み、耐震性能も不足している秋ケ瀬スポーツセンターについて、市民のスポーツ振興や地域コミュニティの向上を目的とした施設として、再整備を実施します。
- ・再整備にあたっては、市民や利用団体等のニーズを的確に捉えるとともに、柔道・剣道などもできる機能の設置についても併せて検討を行い、秋ケ瀬運動場施設全体を効果的に管理・運営する複合施設とします。

2. 計画における位置付け

(1) 志木市公共施設等マネジメント戦略(令和4年2月改訂)

- ① 用途別の課題【スポーツ・レクリエーション施設】
 - ・全ての施設が、新耐震基準以前に建設された施設であることから、耐震改修が済んでいな い施設については耐震改修や更新・除却などによる早急な安全性の確保が求められる。
 - ・市内施設の利用者は増加または横ばい傾向となっているが、利用頻度は高くない。一方で 周辺市の施設や民間の施設を利用している人も比較的多く、今後の施設の継続については、 民間施設の活用を含めて検討する必要がある。
- ② 個別方針【スポーツ・レクリエーション系施設】
 - ・耐震性能不足の施設が多いことから、安全性の確保を優先する。
 - ・利用圏域が広範囲となることから、周辺自治体や民間との連携もあわせて検討する。

(2) 志木市公共施設適正配置計画~第I期 個別施設計画~(平成30年1月策定)

- ① 秋ケ瀬スポーツセンター
 - ・施設利用需要を考慮しつつ施設機能の縮減を前提とした建替えの検討。
- ② 武道館
 - ・周辺の公共施設との集約・複合化の検討。

(3)第3期志木市スポーツ推進計画(令和5年3月策定)

基本理念である「いつでも・どこでも・だれでもスポーツを楽しめる夢のあるまち」として、 市民一人ひとりのライフスタイルに合わせてスポーツができる環境づくりを推進することを目的 としています。

(4) 志木市民会館及び志木市民体育館再整備基本計画(令和3年8月策定)

・武道館について

複合施設に武道場機能を備えるため、近接する柏町に立地する武道館は、廃止し、その機能は、他の公共施設と集約や複合化を基本とした整備手法を検討する必要があります。

3. 対象施設の概要・課題

(1) 施設の概要

施設名	志木市立秋ケ瀬スポーツセンター	志木市立武道館
所 在 地	志木市上宗岡4丁目25番46号	志木市柏町3丁目6番19号
竣工年月	昭和48年10月	昭和45年5月
敷地面積	9 1 6. 4 7 m ²	7 4 3. 8 3 m²
延床面積	886. 07 m²	2 0 9 m²
構 造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄骨造平屋建
	スポーツ及びレクリエーションの振興	武道を通じた市民の健全な心身の発達の促
設置目的等	市民の心身の健全な発達	進
	明るく豊かな市民生活の形成	
外 観		
利用者数	年間利用者数 12,009 人(R4)	年間利用者数 13,134 人(R4)

(2) 現状と課題

施設名	志木市立秋ケ瀬スポーツセンター	志木市立武道館
	○ 耐震性能の不足	○耐震性能の不足
	→ 建物の更新による安全性の確保	→ 機能移転による安全性の確保
	○ 不活用機能の増加(宿泊施設・入浴施設等)	○機能の不足(エアコン・シャワー等)
課題	→ 活用機会のさらなる充実化	→ 機能追加による利便性向上
	○ その他	○ その他
	⇒ 運動場の拠点施設としての充実化	⇒ <u>武道に対する新規の市民アクセス</u>
		武道に触れる機会の創出

4. 再整備の考え方

(1) 再整備方針

- ・ 子どもから高齢者まで、スポーツ・レクリエーションを楽しむことができる施設とします。
- ・ 地域コミュニティの活性化を図ることができる施設とします。
- ・ 会議や交流の場として利用できるよう、利用者用の駐車場を整備します。
- ・ 秋ケ瀬スポーツセンターに柔道・剣道などもできる機能を設置し、宗岡地区においても武道を楽しむことができる環境整備を進め、スポーツ推進につなげます。
- ・ 現在の利用状況やアンケート結果等を考慮し、既存施設の宿泊機能については設置しないこととし、スポーツ振興と地域コミュニティの活性化に特化した施設とします。

(2) 主な機能

貸出機能 : 多目的室(柔道・剣道などもできる施設とする)

会議室(会議、ダンスなど)

更衣室・シャワー室

管理機能: 事務室(受付)、駐車場、車庫倉庫

(3) 秋ケ瀬総合運動場・秋ケ瀬運動公園

秋ケ瀬総合運動場や秋ケ瀬運動公園については、市民ニーズにあわせ、今後、活用方法を 検討していくこととします。

(4) 目標面積

公共施設等マネジメント戦略の考え方に基づき、以下のとおりとします。 目標面積 887㎡以下(既存の秋ケ瀬スポーツセンターの面積以下)

(5) 財源

財源として、公共施設適正管理推進事業債を活用します。

※ 充当率90%、交付税措置50%

5. スケジュール

令和5年度 基本方針策定

パブリックコメント

令和6年度 設計 (解体の設計含む)

令和7年度 仮設施設へ移転

現秋ケ瀬スポーツセンター 解体

条例制定

建設工事着工

令和8年度 指定管理者選定

建設工事竣工

令和9年度 供用開始

現武道館 解体